

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○随意契約の相手方の決定 (税務課)	443
○遊泳区域の指定 (中丹広域振興局、丹後広域振興局)	〃
○母子家庭奨学金等支給要綱の一部を改正する告示 (家庭・青少年支援課)	445
○救急病院である旨の告示 (医療課)	448
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○河川区域の廃止による廃川敷地 (南丹土木事務所)	〃
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局)	449
○府営土地改良事業計画の決定 (中丹広域振興局)	〃
○道路の位置の指定 (南丹土木事務所)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、山城北土木事務所、南丹土木事務所)	〃

教 育 委 員 会	
○京都府教育委員会地方機関等処務規程及び京都府教育庁文書規程の一部を改正する訓令	450
公 安 委 員 会	
○京都府道路交通規則の一部を改正する規則	〃
○平成6年京都府公安委員会告示第62号等の一部改正	460
選 挙 管 理 委 員 会	
○選挙人名簿の選挙時登録の被登録資格の決定の基準日等	〃

## 告 示

### 京都府告示第359号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 委託業務の名称及び数量  
e L T A X のシステム刷新に伴う税務支援システムの改修業務 (令和7年度分) 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 京都府総務部税務課  
京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
- 契約日  
令和7年6月18日
  - 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社京都支店  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
  - 契約金額  
42,460,000円
  - 契約の方法  
随意契約
  - 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

### 京都府告示第360号

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例(平成26年京都府条例第7号)第8条第1項の規定により、次の区域を遊泳区域として指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
野原海水浴場	舞鶴市字野原	次の図のとおり	令和7年7月1日から同年8月20日まで
竜宮浜海水浴場（三浜区）	〃 字三浜	〃	令和7年7月1日から同年8月24日まで
竜宮浜海水浴場（小橋区）	〃 字小橋	〃	令和7年7月1日から同年8月31日まで
神崎海水浴場	〃 字西神崎	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府中丹広域振興局地域連携・振興部総務防災課

2(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
天橋立海水浴場	宮津市字文珠	次の図のとおり	令和7年7月19日から同年8月17日まで
天橋立府中海水浴場	〃 字江尻	〃	〃
丹後由良海水浴場	〃 字由良	〃	〃
本庄浜海水浴場	与謝郡伊根町字本庄浜	〃	令和7年7月12日から同年8月17日まで
泊海水浴場	〃 〃 字泊	〃	令和7年7月19日から同年8月17日まで

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部宮津地域総務防災課

3(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
八丁浜海水浴場	京丹後市網野町浅茂川	次の図のとおり	令和7年7月19日から同年8月24日まで
琴引浜遊海水浴場	〃 網野町掛津	〃	令和7年7月19日から同年8月17日まで
琴引浜掛津海水浴場	〃 〃	〃	令和7年7月5日から同年8月17日まで
小浜海水浴場	〃 網野町小浜	〃	令和7年7月19日から同年8月24日まで
浜詰夕日ヶ浦海水浴場	〃 網野町浜詰	〃	令和7年7月17日から同年8月17日まで
高嶋海水浴場	〃 丹後町上野	〃	令和7年7月12日から同年8月17日まで
久僧海水浴場	〃 丹後町久僧	〃	令和7年7月19日から同年8月24日まで
立岩・後ヶ浜海水浴場	〃 丹後町間人	〃	令和7年7月12日から同年8月17日まで
砂方海水浴場	〃 〃	〃	〃
竹野海水浴場	〃 丹後町竹野	〃	〃
中浜海水浴場	〃 丹後町中浜	〃	令和7年7月19日から同年8月20日まで

蒲井浜海水浴場	京丹後市久美浜町蒲井	次の図のとおり	令和7年7月19日から同年8月17日まで
箱石浜海水浴場	久美浜町湊宮	〃	令和7年7月19日から同年8月24日まで
小天橋・葛野浜海水浴場	〃 〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部総務防災課



京都府告示第361号

母子家庭奨学金等支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

母子家庭奨学金等支給要綱の一部を改正する告示

母子家庭奨学金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひとり親家庭奨学金等支給要綱

第1中「母子家庭に対し、経済的かつ精神的援助」を「ひとり親に対し、経済的・精神的な援助」に、「母子家庭の」を「家庭の」に、「ために」を「ため」に、「経費に対し」を「経費について」に、「母子家庭奨学金等」を「ひとり親家庭奨学金」に、「奨学金等」を「ひとり親家庭奨学金等」に改める。

第2を次のように改める。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 府の区域（京都市の区域を除く。）内に居住する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子に該当する者であつて、児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）の扶養（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養をいう。以下同じ。）をしているものをいう。
- (2) 乳幼児 小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部をいう。以下同じ。）への就学の始期に達するまでの者をいう。
- (3) 小学生 小学校に在籍する者又はこれに準じるものとして知事が認める者をいう。
- (4) 中学生 学校教育法第1条に規定する中学校、同条に規定する義務教育学校の後期課程、同条に規定する中等教育学校の前期課程若しくは同条に規定する特別支援学校の中学部に在籍する者又はこれに準じるものとして知事が認める者をいう。
- (5) 高校生 高等学校（学校教育法第1条に規定する高等学校、同条に規定する高等専門学校、同条に規定する中等教育学校の後期課程又は同条に規定する特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）に在籍する者又はこれに準じるものとして知事が認める者をいう。
- (6) ひとり親家庭奨学金 乳幼児、小学生又は中学生の扶養をしているひとり親に対して支給する奨学金をいう。
- (7) 高等学校入学支度金 その扶養をする児童が新たに高等学校に入学する者であつて、当該入学の日の属する年度の4月1日においてひとり親であるものに対して支給する支度金をいう。

第3第1項中「奨学金等の」を「ひとり親家庭奨学金等の」に改め、「乳幼児、小学生、中学生及び高校生」を削り、「奨学金等（高等学校入学支度金を除く。第3の2第1項において同じ。）」を「ひとり親家庭奨学金」に、「切り上げる。」を「これを切り上げた額」に改め、第3第2項及び第3項中「奨学金等」を「ひとり親家庭奨学金等」に改める。

第3の2を次のように改める。

(調整)

第3の2 知事は、ひとり親家庭奨学金等の支給の対象となる者がこの告示又はこの告示以外の法令等に基づくひとり親家庭奨学金等に類する給付等を受ける場合は、支給額を減額することができる。

第4中「奨学金等の」を「ひとり親家庭奨学金等の」に、「母子家庭奨学金等支給申請書」を「ひとり親家庭奨学金等支給申請書」に改める。

第5中「うえ」を「上」に、「母子家庭奨学金等決定通知書」を「ひとり親家庭奨学金等決定通知書」に改める。

第6中「次」を「ひとり親家庭奨学金等の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が次」に改め、第6第1号中「奨学金等の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が」を削り、第6第2号中「受給者が奨学金等」を「ひとり親家庭奨学金等」に改め、第6第3号中「受給者が」を削る。

第8中「直ちに母子家庭奨学金等受給変更届書」を「ひとり親家庭奨学金等受給変更届」に、「知事」を「直ちに知事」に改める。

第9中「、又は」を「又は」に改める。

第10の見出しを「(ひとり親家庭奨学金等の返還)」に改め、第10中「奨学金等」を「ひとり親家庭奨学金等」に、「第3の2第1項」を「第3の2」に改める。

別表中「母子家庭奨学金等」を「ひとり親家庭奨学金」に、

中学生	1人当たり年額 43,000円
高校生	1人当たり年額 64,000円

を

「

中学生	1人当たり年額 43,000円
-----	-----------------

」に、「35,000円」を「45,000円」に改める。

別記第1号様式中

「

年度 母子家庭奨学金等支給申請書
------------------

」を

「

(表) 年度 ひとり親家庭奨学金等支給申請書
---------------------------

」に、「京

都府母子家庭奨学金等支給要綱」を「ひとり親家庭奨学金等支給要綱」に、「フリガナ」を「ふりがな」に、

「

生年月日	年 月 日
------	-------

」を「

生年月日	年 月 日	世帯区分	1 母子	2 父子
------	-------	------	------	------

」に、「児童の父」を「申

請者以外の児童の父又は母」に、「母子家庭と」を「ひとり親家庭と」に、「学校等種別」を「学校等種別 ※該当するものに○」に、

「高 校 生→在学証明書」を「高等学校入学支度金※在学証明書」に、

「

上記申請者は、母子家庭奨学金等支給要綱第2に規定する支給対象者であることを証明します。	
ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員及び児童委員	年 月 日 Ⓜ

」を

「

※受付印		
------	--	--

」

<input type="checkbox"/> 申請要件の確認に当たり、市町村にて公簿（戸籍、住民票等）により確認することに同意します。			
上記申請者は、ひとり親家庭奨学金等支給要綱第2に規定するひとり親であることを確認しました。			
ひとり親家庭福祉推進員 又は 民生委員及び児童委員	年 月 日		
※上記民生委員等の確認を受けることが難しい場合		市町村受付印	府保健所受付印
市 町 村	年 月 日		

に改め、

同様式の注を削り、同様式中

特約事項	を
（裏）	
特約事項	に、「母

子家庭奨学金等受給者」を「ひとり親家庭奨学金等受給者」に、「母子家庭奨学金等（以下「奨学金等」という。）」を「ひとり親家庭奨学金及び高等学校入学支度金（以下「ひとり親家庭奨学金等」という。）の返還金」に改め、

「（母子家庭奨学金等受給変更届書の提出）

第2条 受給者は、その住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに知事に新しい住所又は勤務先を届け出なければなら を削り、  
ない。

「第3条 受給者」を「第2条 受給者」に、「奨学金等の支給」を「ひとり親家庭奨学金等の支給」に改め、

「（京都府奨学のための給付金を受けるときの高校生に係る奨学金等の額）

第4条 高校生に係る奨学金等（高等学校入学支度金を除く。）の受給者は、当該高校生につき別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる額の京都府奨学のための給付金支給要綱（平成26年京都府告示第446号）に基づく給付金（当該奨学金等の申請のあった月の属する年（当該月が1月から3月までの月であるときは、当該月の属する年の前年）を削り、  
の7月1日を基準日（同要綱第2条第2号に規定する基準日をいう。）とするものに限る。）の支給（同要綱第3条第4項の規定による支給を含む。）を受けるときは、当該奨学金等につき知事から支給決定を受けた額にかかわらず、同表の右欄に掲げる額が当該奨学金等の額であることを認めるものとする。

「第5条」を「第3条」に、「奨学金等以外」を「ひとり親家庭奨学金等以外」に、「償還の」を「返還の」に、「第6条」を「第4条」に、「母子家庭奨学金等支給要綱」を「ひとり親家庭奨学金等支給要綱」に、「第7条」を「第5条」に、「母子家庭奨学金等支給要綱等」を「ひとり親家庭奨学金等支給要綱」に改め、同様式の別表を削る。

別記第2号様式中「母子家庭奨学金等支給決定通知書」を「ひとり親家庭奨学金等支給決定通知書」に、

奨 学 金 等	を	ひとり親家庭奨学金	に改め、同様式の注を削る。
---------	---	-----------	---------------

別記第3号様式中「母子家庭奨学金等受給変更届」を「ひとり親家庭奨学金等受給変更届」に、「母子家庭奨学金等の」を「ひとり親家庭奨学金等の」に、「母子家庭奨学金等支給要綱」を「ひとり親家庭奨学金等支給要綱」に、「届けます」

を「届け出ます」に、

奨 学 金 等
---------

 を 

ひとり親家庭 奨 学 金
-----------------

 に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和7年6月27日から施行し、この告示による改正後のひとり親家庭奨学金等支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和7年度分のひとり親家庭奨学金等から適用する。  
（経過措置）
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。
- 3 新要綱第3第3項の規定は、令和7年度分の高等学校入学支度金の支給については、適用しない。この場合において、新要綱第3第4項の規定中「1回」とあるのは、「1回（令和7年度分の高等学校入学支度金の内払いに係る支給回数を除く。）」と読み替える。  
（地方自治法第171条第4項の規定による会計管理者の事務委任等の一部改正）
- 4 次に掲げる告示の規定中「母子家庭奨学金」を「ひとり親家庭奨学金等（母子家庭奨学金等を含む。）」に改める。
  - (1) 地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者の事務を委任した告示（昭和39年京都府告示第144号）表健康福祉部家庭・青少年支援課出納員の項
  - (2) 京都府会計規則第6条第2項の規定により京都府広域振興局等の出納員に委任する事務の範囲を定めた告示（平成16年京都府告示第336号）第1項第6号
  - (3) 地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者の事務の一部を再委任した告示（平成28年京都府告示第220号）表健康福祉部家庭・青少年支援課出納員  
（京都府高校生給付型奨学金等支給要綱の一部改正）
- 5 京都府高校生給付型奨学金等支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式中「母子家庭奨学金」を「ひとり親家庭奨学金等」に改める。  
（京都府奨学のための給付金支給要綱の一部改正）
- 6 京都府奨学のための給付金支給要綱（平成26年京都府告示第446号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式、別記第1号様式の2及び別記第1号様式の3中「(4) 母子家庭奨学金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）第1に規定する奨学金等」を削り、「(5)」を「(4)」に改める。



京都府告示第362号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
医療法人仁心会 宇治川病院	宇治市小倉町老ノ木31	令 7. 6. 27	令 10. 6. 26
医療法人医修会 新河端病院	長岡京市一文橋2丁目31の 1	〃	〃



京都府告示第363号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
船井郡京丹波町水戸町地先及び尻江地先
- 2 測量の期間  
令和7年3月18日から令和7年12月26日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（用地測量）



京都府告示第364号

河川区域の廃止により、次のとおり廃川敷地が生じた。  
なお、その関係図面は、京都府南丹土木事務所に備えておく。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 河川の名称  
一級河川淀川水系東所川

- 2 廃川敷地が生じた年月日  
令和7年6月27日
- 3 廃川敷地の位置  
南丹市八木町東所34番7、34番8、35番7、野條72番2、73番3、74番2、95番3、104番3、105番2地先
- 4 廃川敷地の種類及び数量  
土地 2803.42平方メートル

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、園部町土地改良区の定款の変更を令和7年6月17日認可した。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により府営土地改良事業（蒲江・油江地区）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該土地改良事業計画について不服があるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 縦覧に供する書類の名称  
府営土地改良事業（蒲江・油江地区）計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和7年6月27日から令和7年7月17日まで
- 3 縦覧の場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課  
なお、京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課のホームページにおいて関係書類の電磁的記録を閲覧することができる。  
また、舞鶴市役所（舞鶴市産業振興部農林水産基盤整備課）において関係書類を閲覧することができる。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
南木第47号	令 7. 6. 18	京都府南 丹土木事 務所	亀岡市篠町 柏原町頭27 の4	m 25.8	最小 6.0 最大 6.0

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
第1工区  
京丹後市峰山町杉谷小字井祢ノ尻777の一部、778の一部、小字樋田889の一部、889の1の一部、889の2の一部、889の4の一部、889の5の一部、889の7から889の9まで、890の1、891の3、891の5の一部、891の6の一部、891の7の一部、893の17の一部、925の2、925の3、925の6の一部、925の7の一部、925の8の一部、925の9の一部、925の10の一部、925の11の一部、926、927の1、927の2の一部、小字津久田924の5の一部、924の10の一部（関連区域）  
京丹後市峰山町杉谷小字樋田889の5の一部、927の2の一部
- (2) 開発許可を受けた者の名称  
京丹後市
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
長岡京市井ノ内白海道5の1、5の2、6の4の一部、8、井ノ内横ヶ端18の1、市有地（関連区域）  
長岡京市井ノ内白海道6の4の一部、井ノ内横ヶ端18の6の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
長岡京市今里畔町24の8  
医療法人社団岡村医院
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
城陽市寺田塚本225、226（関連区域）  
城陽市寺田塚本245の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市南区上鳥羽川端町326  
熊田 茂男

4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
南丹市園部町木崎町中川端6の1  
(関連区域)  
南丹市園部町木崎町中川端9の3、12の2、12の3の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
京都市右京区西院松井町4  
太田 俊之

第34条第1項中「定める措置」を「定める方法による措置」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録による施行 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める方法

ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該施行を行う場合 同条の規定に従い行う方法

イ その他の場合 次に掲げる方法

(ア) 電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添えること。

(イ) その他アに準じる方法

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第4号

本 庁  
地 方 機 関  
京都府総合教育センター  
京 都 府 立 図 書 館  
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会地方機関等処務規程及び京都府教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月27日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会地方機関等処務規程及び京都府教育庁文書規程の一部を改正する訓令

(京都府教育委員会地方機関等処務規程の一部改正)

第1条 京都府教育委員会地方機関等処務規程（昭和34年京都府教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第34条第4項中「掲げる」の右に「方法による」を加える。  
(京都府教育庁文書規程の一部改正)

第2条 京都府教育庁文書規程（昭和42年京都府教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「定める措置」を「定める方法による措置」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録による施行 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める方法

ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該施行を行う場合 同条の規定に従い行う方法

イ その他の場合 次に掲げる方法

(ア) 電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添えること。

(イ) その他アに準じる方法

第29条第4項中「掲げる」の右に「方法による」を加える。

附 則

この訓令は、令和7年6月27日から施行する。

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

京都府公安委員会  
委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第9号

京都府道路交通規則の一部を改正する規則

京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「(再交付を含む。)」を削り、「指定申請書」を「申請書」に改め、同条第3項中「指定申請書」を「申請書」に改め、同条第4項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「前項各号」を「第4項各号」に改め、同条中同項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項第6号又は第7号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、著しく汚損し、又は破損したときは、別記様式第1号の5の申請書により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

6 第1項第6号又は第7号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第1号の6の変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第5条の4第1項第1号中「物品等」を「食料品、日用雑貨等」に改め、同項第3号中「ほか、」の右に「貨物の集配等の」を加え、同条第2項中「のほか、必要のある場合はあわせて別記様式第1号の5の標章」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項の許可は、時間の制限その他必要な条件を付して行うことができる。

第5条の4に次の3項を加える。

4 第2項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両で、当該許可を受けた区間を通行するときは、当該許可証を車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

5 署長は、第2項の許可証の交付を受けた者が前項の規定による許可条件に違反したとき又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。

6 第2項の許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該許可証を廃棄しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。
- (3) 許可を取り消されたとき。

第6条の5第1項第12号に次のように加える。

エ アからウまでに掲げるもののほか、法令に基づく公共性及び広域性のある用務のため使用中の車両

第6条の5第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両で、別記様式第7号の5の標章を掲出しているもの

第6条の5第2項中「第12号」を「第13号」に改め、「(再交付を含む。)」を削り、「指定申請書」を「申請書」に改め、同条第3項中「指定申請書」を「申請書」に改め、同条第5項中「第5条の3第5項及び第6項」を「第5条の3第7項及び第8項」に改め、同項を同条第6項とする。

第6条の5第4項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条中同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 用務に基づく除外指定車（第5条の3第1項第6号及び第7号並びに第1項第8号から第11号まで及び第13号に掲げる車両をいう。）に係る申請の場合

ア 当該車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 身体障害者等で歩行が困難な者等（第1項第12号に掲げる者をいう。）に係る申請の場合

ア 標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

第6条の5に次の2項を加える。

7 第1項第8号から第13号までに規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、著しく汚損し、又は破損したときは、別記様式第1号の5の申請書により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

8 第1項第8号から第13号までに規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第1号の6の変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第7条第1項を次のように改める。

法第45条第1項ただし書及び法第49条の5の規定により署長が行う駐車許可は、次のとおりとする。

(1) 法第45条第1項ただし書の規定による署長の駐車許可は、当該車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 許可を受けようとする駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。(イ)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。
- (イ) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- イ 許可を受けようとする駐車場の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
- (ア) 法第45条に基づく駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第45条第2項の規定に基づく無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては同条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
- (イ) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- ウ 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
- (ア) 公共交通機関その他の交通手段によつたものでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (イ) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (ウ) 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
- エ 許可を受けようとする駐車場の場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。
- (ア) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
- (イ) (ア)以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- (2) 法第49条の5の規定による署長の駐車許可は、当該車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。
- ア 許可を受けようとする駐車の日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- イ 許可を受けようとする駐車場の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
- (ア) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
- (イ) 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。
- ウ 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
- (ア) 公共交通機関その他の交通手段によつたものでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (イ) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (ウ) 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
- エ 許可を受けようとする駐車場の場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。
- (ア) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
- (イ) (ア)以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 第7条第2項に次のただし書を加える。
- ただし、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場の場所が、複数警察署の管轄区域内にまたがる場合は、当該申請書は1の警察署に提出すれば足りる。
- 第7条中第5項を削り、第4項を第5項とする。
- 第7条第3項中「のほか、必要のある場合は、あわせて別記様式第9号の標章」を削り、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。
- (1) 許可を受けようとする駐車場の場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称、道路の状況等が判別できるもので、許可を受けようとする駐車場の場所に印を付したもの）
- (2) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類
- (3) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- 第7条に次の5項を加える。
- 6 第4項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車する間は、当該駐車許可証を車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。
- 7 第4項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、著しく汚損し、又は破損したときは、別記様式第8号の2の申請書により当該駐車許可証を交付した署長に駐車許可証の再交付を申請すること

ができる。

- 8 第4項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第8号の3の変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該駐車許可証を交付した署長に提出し、当該駐車許可証の変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 9 署長は、第4項の駐車許可証の交付を受けた者が第5項の規定による許可条件に違反したとき又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。
- 10 第4項の駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。
  - (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
  - (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。
  - (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
  - (4) 駐車許可を取り消されたとき。

別記様式第1号の4及び別記様式第1号の5を次のように改める。



様式第1号の5（第5条の3、第6条の5関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
京都府公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号の5の次に次の1様式を加える。

様式第1号の6（第5条の3、第6条の5関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
京都府公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号を次のように改める。  
様式第8号（第7条関係）

<p>駐車許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府 警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名（名称）</p> <p style="text-align: center;">電話</p>			
番号標に表示 されている番号			
許可を受けようと する日時期間			
許可を受けようと する場所			
許可を受けようと する理由			
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">駐 車 許 可 証</p> <p>上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">京 都 府 警 察 署 長 印</p>		条 件	
条 件			

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A例4番とする。

別記様式第8号の次に次の2様式を加える。  
 様式第8号の2（第7条関係）

駐車許可証再交付申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
京都府 警察署長 殿	
住 所（所在地）	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号の3（第7条関係）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日	
京都府 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

別記様式第40号中「交付を受けている運転経歴証明書」を「交付を受けている運転経歴証明書等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の京都府道路交通規則（以下「旧規則」という。）第7条第3項の規定により交付された駐車許可証で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正後の京都府道路交通規則（以下「新規則」という。）第7条第4項の規定により交付された駐車許可証とみなす。
- 旧規則第5条の4第2項又は第7条第3項の規定により交付された標章を旧規則第5条の4第3項又は第7条第5項の規定により掲出しているときは、当該標章がこの規則の施行の際現に効力を有し、その有効期間中である場合に限り、新規則第5条の4第2項又は第7条第4項の規定により交付された許可証を新規則第5条の4第4項又は第7条第6項の規定により掲出しているものとみなす。



京都府公安委員会告示第107号

平成6年京都府公安委員会告示第62号等の一部を次のように改正する。

令和7年6月27日

京都府公安委員会  
委員長 在 田 正 秀

次に掲げる告示の規定中「太田嘉樹」を「太田嘉兵衛」に改める。

- 平成6年京都府公安委員会告示第62号（免許関係事務の委託）
- 平成20年京都府公安委員会告示第22号（運転免許取得者等教育の認定）
- 令和4年京都府公安委員会告示第163号（運転免許取得者等検査の認定）

- 被登録資格の決定の基準となる日  
令和7年7月2日（年齢については、令和7年7月20日）
- 登録を行う日  
令和7年7月2日

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第30号

令和7年7月20日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を、次のように定める。

令和7年6月27日

京都府選挙管理委員会  
委員長 多 賀 久 雄